

市谷議員 再要望項目一覧

令和5年度6月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>1. 重要土地等調査法（「土地利用規制法」）について</p> <p>去る5月12日、鳥取県内にある陸上自衛隊米子駐屯地、美保通信所、航空自衛隊美保基地、高尾山分屯基地が、「重要土地等調査法」（「土地利用規制法」）による「区域指定」候補地となり、内閣府より鳥取県に対し「意見照会」がありました。「重要土地等調査法」（「土地利用規制法」）は、安全保障の観点から、重要施設・国境離島等の機能を阻害する土地等の不適切な利用を防止することを目的に、政府が指定する「重要施設」の周囲1kmを、「注視区域」（防衛関係施設、海上保安庁の施設及び生活関連施設の周辺区域、国境離島や有人国境離島地域を構成する離島）、「特別注視区域」（機能が特に重要なもの又は阻害することが容易であるものであって、他の重要施設による機能の代替が困難であるものの周辺区域等）として指定します。そして、区域内にある土地・建物の所有者や賃借人などの氏名・住所・国籍等の情報提供を、地方公共団体も含む関係行政機関等に義務付け、土地の利用者・関係者に対し利用状況の報告を求めることができるとされています。問題は、政府の判断で、こうした調査内容が際限なく広げられ、思想信条や所属団体、家族・友人関係などが調べられ、個人情報・プライバシーが侵害される危険性があることです。また、「区域内」にある土地等が、重要施設等の「機能を阻害する場合」や「機能を阻害する明らかな恐れがある場合」には、内閣総理大臣が土地等の利用中止の勧告・命令を行うことができるとし、命令に応じない場合、刑事罰を科すことができるとしています。この「機能阻害行為」の内容は、工作物の設置など自衛隊施設等に影響を与え得るものとして7類型が列挙されていますが、「これらは例示であり、この類型に該当しない行為であっても、勧告及び命令の対象となることはある」、「内閣総理大臣が適切に判断する」と基本方針に記され、政府の恣意的判断で際限なく広がる可能性があります。例えば、基地の建設や強化に反対する行動、基地等に対する近隣住民の監視や抗議行動、低空飛行や爆音被害・部品落下など、基地被害を押し付けられている周辺住民が取り組む運動の弾圧に、法が使われることも危惧されます。加えて、「特別注視区域」に指定されると、住民が監視対象になるだけでなく、200㎡以上の土地の売買・賃借契約・相続等については、氏名・国籍・利用目的等の事前の届出が義務付けられ、地域経済への影響も懸念されます。以上のように、住民の基本的な人権が侵害され、地域の経</p>	<p>重要土地等調査法の区域指定（案）について、令和5年5月12日に国の土地利用状況審議会で決定されるとともに、国から区域指定に係る自治体である鳥取県、米子市、境港市に意見聴取があったところである。</p> <p>県としては、国に対して、地域住民、土地所有者、関係自治体へ、指定の考え方や影響等について、十分かつ丁寧な説明を国の責任において実施するように求めていく。</p> <p>また、国の意見聴取については、地元米子市、境港市と連携し、両市の意向を踏まえて、県としての意見をとりまとめることとする。</p> <p>なお、重要土地等調査法は、国会の審議を踏まえて制定されており、同法の廃止を県としては求めることは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>済活動にも影響する恐れのある「重要土地等調査法」（「土地利用規制法」）に対し、以下のように対応されることを強く求めます。</p> <p>①昨年既に、関係住民に説明するよう県は国に求めたが、いまだに実施されていない。この度の「区域指定」に当たっての「意見照会」（6月12日期限）において、改めて住民説明を求め、さらに住民の意見聴取の場の設定、「指定の可否」「指定の拒否」も含めて意見・要望を聴取し決定に反映させること、住民や自治体の意向を無視して「区域指定」しないことを国に求めること。また県は、「区域指定」・「意見照会」において本人の了解なしに住民の個人情報を提供しないこと。これらが満たされないのであれば、県は「意見照会」にも「区域指定」にも応じないこと。</p> <p>②住民の基本的な人権を侵害する懸念がぬぐい去れない同法の廃止を求めること。</p>	
<p>2. コロナ対策・医療体制について</p> <p>①コロナの感染情報が、1週間まとめた定点医療機関当たりの報告数の発表では、発生実態がわかりにくく、警戒心が薄れ、対応が遅れ、感染拡大を招きかねない。日々の発生実態や感染拡大の傾向がわかる情報を提供すること。</p>	<p>「鳥取県感染症対策センター」（県版CDC）において、日々の新型コロナに関する各種データ（即応病床使用率、相談・支援センターの相談件数、クラスター発生件数、学校等の欠席者数等）を収集・モニタリングするとともに、一定規模以上の集団感染事例等については、都度公表している。今後も、感染動向等を踏まえ、適宜、県民へ必要な情報を提供し、注意喚起を行っていく。</p>
<p>②「県内の全病院がコロナ患者を受け入れる」といっても、従来あった医療機関への加算措置等もなくなり、病院の入り口や外来診療での感染防止の分離対応が出来づらくなっている。体制がとれるよう、財政的支援をすること。</p>	<p>新型コロナ患者又は疑い例を診療する外来対応医療機関に対しては、「鳥取県外来対応医療機関等設備整備事業補助金」により感染対策等に必要な設備整備について支援を行っている。また、診療報酬上では、感染予防策を講じた上でのコロナ疑い患者に対する診療に対して特例加算措置が継続されている。</p>
<p>③すべての病院でコロナ患者が入院できるわけではなく、確保病床を持つ病院でも、酸素投与が必要な中等症Ⅱ以上しか入院できず、呼吸困難・肺の所見がある中等症Ⅰは入院対象外である。これでは、第8波で生じた「コロナは重くなくても持病が悪化して死亡に至るようなケース」には対応できない。いずれにしても、あくまで入院調整は医療機関同士で行うため、コロナの重症度、ベッドの空き具合や病院の体制によって、コロナ患者が「たらい回し」となることが懸念される。保健所が入院調整に関与できる仕組みをつくること。また、確保病床を持つ病院以外でも入院受け入れがしやすくなるよう、財政的な支援をすること。</p>	<p>コロナ病床確保医療機関への入院は、中等症Ⅱ以上の患者に限らず、通常医療で対応が困難と判断される患者の受入を柔軟に判断できることとしているが、感染拡大で病床がひっ迫し入院調整困難事例が生じるような状況になった場合は、行政として必要な支援を行っていく。また、コロナ患者の入院受入れを行う医療機関等に対しては、「新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金」により、必要な病床の設備及び医療資材等の整備について支援を行っている。なお、診療報酬上では、5月8日以降、医療機関において入院調整を行った場合には、特例加算が新たに設けられるとともに、入院医療においても、必要な感染対策を行った上での診療等の特例加算措置が継続されている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④昨年、医療機関等への光熱費等の支援が実施されたのはよかったが、値上がり分の9割程度の支援であった。値上がり分すべてが賄える支援となるよう充実を図ること。</p>	<p>本年度の支給単価の設定に際しては、改めて県内の事業者に対して実施した影響額調査の結果を踏まえ、影響度合いに応じた単価に見直すとともに、昨年度を上回る予算の確保を検討している。</p> <p>【6月補正】</p> <p>・医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業 1,340,000千円</p>
<p>⑤今後検討が予定されている「地域医療構想」や病院の機能分化は、コロナの検証をしっかりと行い、教訓を踏まえて対応すること。体制の手厚い急性期病床を後方支援病院でも一定数確保できるようにしなければ、患者が送れず、「中核病院」も患者も共倒れとなる。後方支援病院でも急性期病床を一定数確保することや、そのための診療報酬上の対応を国に求めること。</p>	<p>持続可能な医療提供体制の構築に向けた病床機能の分化・連携については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえ、関係機関と連携を図りながら必要な取組を進めていくこととしており、現時点で国に対して、新たな要望を行う予定はない。</p>
<p>3. 子育て支援</p> <p>①保育士が足りず、保育士資格のない「子育て支援員」への依存度が増していることは問題である。市町村行政懇談会で合意した、保育士を支援する者への支援強化だけでなく、保育士自身の処遇改善、正規職員の増員、4・5歳児の保育士配置基準の改善など、保育士が増やせるよう支援を充実させること。</p>	<p>保育所等における子育て支援員の活用については、保育の受け皿不足による待機児童の発生や保育士の不足に対応するため、時限的な対応として国が特例として制度化しているものである。保育士不足や処遇改善、保育士配置基準に係る対応については、引き続き国に要望していく。</p>
<p>②産後ケア支援は、支援対象者を拡大し、産後ケア事業所の運営費を支援する制度を創設すること。</p>	<p>産後ケア支援対象を判断するのは、事業実施者である市町村である。また、産後ケア事業所に対する運営費支援は考えていない。</p>
<p>4. 大規模・大型風力発電計画への対応について</p> <p>騒音・低周波音による健康被害の訴えや、健康被害を懸念する声が続く。特に低周波音は規制のための基準もなく、基準値も持ちづらいと聞く。しかし、放置しては、住民の声にこたえることはできない。兵庫県のように、騒音規制のルールを条例等で独自につくること。</p>	<p>風力発電施設から発生する低周波騒音について、環境省は、「国内外で得られた研究結果を踏まえると、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されていない」としている。</p> <p>兵庫県が定める環境保全条例においても低周波騒音に関する基準はなく、一般的な騒音に対する基準を定めて規制している。</p> <p>本県でも公害防止条例で深夜騒音について兵庫県と同程度の規制を行っており、新たに条例等で騒音規制のルールを定める予定はない。</p>